年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 17件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 10 件

神奈川国民年金 事案 6880

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正 することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年9月まで

私は、大学を卒業後、在学中よりアルバイトとして勤務していた個人事業所に就職し、しばらくして、当時居住していた区の区役所から、国民年金の加入に関するお知らせが届いたので、区役所へ相談に行った。

区役所の窓口で加入手続を行った際、学生時代の未納となっている国民年金保険料について、払うかどうか聞かれ、払わないと将来もらえる年金が少なくなる旨を説明された。正社員として就職し、保険料を払えるだけの収入を得ていたため、貯金のつもりで払うことにし、後日納付書が送られてきたので、金融機関で分割により、溯って納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している ところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加 入被保険者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたの は、昭和52年9月頃と推認され、その時点において、申立期間のうち、50 年7月から同年9月までの期間は、保険料を遡って納付することが可能な 期間である。

また、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無く、所持する年金手帳から、複数回の住所変更手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金の加入手続を行って以降、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、申立期間のうち、溯って納付することが可能な昭和50

年7月から同年9月までの保険料を納付していたと考えても特段不合理な 点は認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 47 年 5 月から 50 年 6 月までの期間について、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、前述のとおり、52 年 9 月頃と推認され、その時点において、当該期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 47 年 5 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち、昭和 47 年 5 月から 50 年 6 月までの 国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書 等) が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

申立期間のうち、平成8年 12 月6日から9年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成9年1月1日から 10 年7月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、9年1月から同年9月までは44万円、同年10月から10年6月までは24万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成9年10月1日から10年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記訂正後の標準報酬月額(24万円)を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年10月から10年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(24万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成10年7月1日から11年2月28日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 31 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年12月6日から9年1月1日まで

- ② 平成9年1月1日から10年7月1日まで
- ③ 平成10年7月1日から11年2月28日まで
- ④ 平成11年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成元年8月から 11 年2月まで、同一の店舗に継続して勤務していた。この間、店舗を運営する会社が、8年末頃、A社からB社に、10 年夏に再度A社に変更になった。厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間①及び④が被保険者期間となっていない上、申立期間②及び③に係る標準報酬月額が、給与支給額と比較して著しく低い額となっていることを知った。

給与明細票等を提出するので、調査の上、申立期間①及び④を厚生年 金保険の被保険者期間として認め、申立期間②及び③に係る標準報酬月 額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持するA社の給与明細票及び雇用保険の記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細票の保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は、平成8年 12 月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が当該期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、同社は当該期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無いが、申立期間①において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、B社における申立人の標準報酬月額は、平成9年1月から同年4月までの標準報酬月額が同年5月2日付けで、44万円から24万円に訂正され、その後、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(10年7月1日)より後の、同年10月6日付けで、9年1月から10年6月までの標準報酬月額が24万円から9

万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、複数の同僚についても申立人と同様に、その標準報酬月額が遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票から、当該期間当時、B社が厚生年金保険料を滞納 していた事実が確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年5月2日及び10年10月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年1月から同年9月までを44万円、同年10月から10年6月までを24万円に訂正することが必要である。

申立期間②のうち、平成9年10月1日から10年7月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細票から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記の給与明細票において確認できる保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、雇用保険離職時賃金日額の記録及び申立人が所持する給与明細票から、申立人は、その主張する標準報酬月額(44 万円)に基づく厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの回答は無いが、給与明細票で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が申立期間③の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細票で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における 離職日は、平成11年2月27日となっていることが確認でき、オンライン 記録における申立人の被保険者資格の喪失日と一致している。

また、A社において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を

喪失している同僚に照会したものの、いずれも回答が無く、申立人の当該 期間における勤務実態及び保険料の控除に係る供述を得ることができない。 このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわ せる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成8年10月1日から9年1月1日までの期間及び同年2月1日から同年9月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から10年8月28日まで 平成7年6月から13年3月まで、A社にB職として勤務していた。 しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額が、私 が記憶している実際の給与額30万円と比較すると低くなっているので、 調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額について申し立てているところ、厚生 年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標 準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又 は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であること から、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年10月から同年12月までの標準報酬月額及び9年2月から同年8月までの標準報酬月額については、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、28万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成7年6月から8年9月まで、9年1月、及び同年9月から10年7月までの標準報酬月額については、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認

できる標準報酬月額よりも高額であるものの、給与明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録による標準報酬月額を上回らないことから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した か否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認 できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざる を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7981

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 8 日から 22 年 7 月 1 日までの期間について、A社(現在は、B社) C事業所の事業主は、申立人が 21 年 11 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、22 年 7 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、600 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年11月8日から22年7月1日まで

- ② 昭和22年9月30日から23年2月1日まで
- ③ 昭和23年8月10日から28年3月1日まで

私は、昭和 21 年 9 月に大学卒業後、同年 11 月にA社に入社し、28 年 3 月にD事業所に転籍出向するまでの期間、A社に継続して勤務していた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間の被保険者記録が欠落しているが、正社員として継続して勤務していたため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提出された昭和 22 年1月1日現在の社員名簿から、申立人が当該期間においてA社E事業所に在籍していたことが確認でき、申立人が一緒に同社C事業所で初任研修を受けたとする同僚の一人は、「私は、C事業所で申立人と一緒に初任研修を受けた。」と供述していることから、申立人は、当該期間において、同社E事業所に在籍し、同社C事業所で研修を受けていたことが認められる。

また、A社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下

「被保険者名簿」という。)によると、申立人と同姓同名で、生年月日のうち日にちが申立人と異なる被保険者が、昭和21年11月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同日に資格喪失している記録が確認できるところ、申立人の記憶する同時期に入社したとする複数の同僚の記録が、当該被保険者名簿において確認できる上、当該同僚のうち連絡の取れた同僚が申立人を記憶していることから、当該被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

さらに、当該被保険者名簿によると、申立人を含む7名が、昭和21年11月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同日に資格を喪失しているところ、オンライン記録によると、このうちの5名については被保険者記録が継続している上、厚生年金保険被保険者台帳が確認できた3名については、同日においてA社の他事業所で被保険者資格を取得していることが確認できることから、これらの者は、同社の他事業所において被保険者資格を取得したために、同社E事業所における被保険者資格を喪失したものと考えられる。

一方、申立人が当該期間に勤務していたA社C事業所に係る被保険者名簿には申立人の記録は確認できないものの、日本年金機構F事務センターは、「A社C事業所に係る被保険者名簿は、昭和 28 年*月のG事務所の火災による名簿消失のため、同年*月以前に資格喪失した者の名簿は確認することができない。」と回答している上、厚生労働省資料によると、「四年 28 年*日本日の水災により、東発売焼井、被害状況にのいて、被

「昭和 28 年*月*日の火災によりG事務所焼失、被害状況について、被保険者名簿を消失、払出簿被害なし(不明部分はある)、復旧状況について、現存被保険者は、昭和 28 年 10 月算定時までに復元。喪失被保険者については、大部分が復元。全喪事業所に係る被保険者名簿は、連絡が取れなかった事業所については復元できず。」と記録されていることから、現存するA社C事業所に係る被保険者名簿については、保険者により記録の完全な修復が行われたものとは言い難い。

なお、H社I事業所に係る被保険者名簿において、申立人は、当該期間 の直後の昭和 22 年7月1日に、厚生年金保険被保険者の資格を取得して いることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、A社C事業所の事業主は、申立人が昭和 21年11月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、22年7月1日に 資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人のA社E事業所及びH社I事業所に係る被保険者名簿の記録から600円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、申立人の当該期間に勤務していた事業所及び時期に関する記憶が明確ではない上、当時、A社J事業所に勤務していた複数の同僚は、いずれも申立人を記憶していない。

また、A社J事業所に係る被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、 当該期間に係る健康保険整理番号に欠番は無い上、B社は、申立人の当該 期間に係る人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の当該期間に係る 勤務実態及び事業主による給与からの保険料控除を確認することができな い。

申立期間③については、申立人の当該期間に勤務していた事業所及び時期に関する記憶が明確ではなく、当時A社C事業所及び同社J事業所に勤務していた同僚へ照会したものの、回答のあった複数の同僚はいずれも申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

また、B社は、申立人の当該期間に係る人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び事業主による給与からの保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る保険料の控除をうかがえる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7982

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成16年10月を14万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年9月14日から同年11月1日まで 私が、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額が給与明細書及び 源泉徴収票の給与額に比べて金額が低いと思うので、調査の上、申立期 間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下 「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基 づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた と認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬 月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の 額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 16 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日の期間について、申立人が所持する給与明細書及び当該事業所発行の源泉徴収票により、申立人がオンライン記録により確認できる標準報酬月額(9万8,000円)を超える報酬月額の支払を受け、当該報酬月額に基づく標準報酬月額(14万2,000円)より高い標準報酬月額(15万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる報酬月額から14万2,000円とすることが妥当である。

一方、平成 16 年 9 月 14 日から同年 10 月 1 日までの期間については、 給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(15 万円)は、オンライン記録の標準報酬月額(9 万 8,000 円)よりも高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額(9 万 8,000 円)は、オンライン記録の標準報酬月額(9 万 8,000 円)と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、平成 16 年 10 月に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、当該事業所が解散しており、事業主から回答を得ることができないが、厚生年金保険被保険者資格取得訂正届から、事業主が社会保険事務所(当時)に対して、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月12日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、14年10月は24万円、同年11月から15年2月までは9万8,000円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 11 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 11 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 11 日から同年 4 月 21 日までの期間について、申立人のB社における資格取得日は同年 4 月 11 日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年4月11日まで

② 平成15年4月11日から同年4月21日まで

私は、平成 14 年 3 月頃から A 社に勤務し、同社の後継企業である B 社に 15 年 6 月 20 日まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において、A社

に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は 平成14年10月1日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚 生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(同年11月21日)より 後の15年3月12日付けで、14年10月の定時決定の記録を取り消した 上で行われており、申立人と同様の処理をされている者も18名確認で きる。

また、滞納処分票によると、当該期間当時、A社が厚生年金保険料を 滞納していた事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る被保険者資格の喪失日を、当該喪失処理が行われた15年3月12日に訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の 記録から、14 年 10 月は 24 万円、同年 11 月から 15 年 2 月までは 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 11 日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であると認められるところ、申立人と同様に、当該期間において同社における被保険者記録が確認できない同僚は、平成 15 年4月分の給料明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の 記録から9万8,000円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、A社は平成14年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における資格取得日は、平成15年4月21日となっていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、B社において、 平成15年4月11日に被保険者となっていることが確認できる上、複数 の同僚が、「A社がB社に移行した当時、担当業務が変更になったこと は無く、待遇面でも変化は無かった。」と供述しており、申立人の供述 内容と符合することから、申立人は、申立期間②において、同社に継続 して勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のB社における資格取得日は平成15年4月11日と認められる。

申立期間のうち、昭和 18 年4月1日から 20 年9月 15 日までの期間について、事業主は、申立人が 18 年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年9月 15 日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和18年4月から19年6月までは40円、同年7月から20年8月までは60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から33年1月31日まで 夫がA社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記

録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、調査の上、申立期間を 厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(資格取得日が昭和18年4月1日、標準報酬月額の改定が19年7月1日と記載されている)が確認できるが、資格喪失日が記録されていない。

また、A社が提出した健康保険厚生年金保険名簿には、申立人と同姓同名かつ同一生年月日の者が昭和 18 年4月1日に被保険者資格を取得している記録が確認でき、同社は、「資格取得日が記載された資料しか残って

いないが、当該記録は申立人のものと思われる。」と回答していることから、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

一方、上記のとおり、当該被保険者記録には資格喪失日に係る記録が無いが、A社B工場を管轄する年金事務所は、「詳しい経緯は不明であるが、資格喪失日の記録が無いことの原因については、空襲による工場炎上、焼失、その後の混乱等により、雇用継続の有無やそれに伴う書類提出が正常に行える状態ではなかったためと考えられる。」と回答していることから、申立人の資格喪失日は終戦前後であったと考えられる。

また、上記被保険者名簿において、申立人と同様に資格喪失日の記載が無い者が複数確認できるところ、これらのうちの多数の者が厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)に、その資格喪失日が昭和20年9月15日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 18 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20 年 9 月 15 日であったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、 昭和18年4月から19年6月までは40円、同年7月から20年8月までは 60円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年9月15日から33年1月31日までの期間については、申立人は既に死亡しており、当時の具体的な仕事内容及び同僚の氏名等が不明であり、同時期にA社B工場において被保険者だった複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間に同社B工場に勤務していたことを確認できる具体的な供述を得ることができなかった。

また、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 15 日から 33 年 1 月 31 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年11月9日から8年6月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成8年6月30日から同年10月4日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年10月4日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成8年10月4日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成8年10月4日から同年12月1日ま での期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月9日から8年6月30日まで

② 平成8年6月30日から同年12月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が 36万円から15万円に引き下げられているので、記録を訂正してほしい。

また、厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間②が被保険者期間となっていないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の当該期間に係る厚

生年金保険の標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成8年9月10日)より後の同年10月3日付けの処理により、遡って15万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の10名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を 行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間①の標準報酬月額について、 有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報 酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正するこ とが必要である。

申立期間②のうち、平成8年6月30日から同年10月4日までの期間について、雇用保険の記録及び給与明細書から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社に係る厚生年金保険の資格喪失日は平成8年6月30日と記録されているが、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(同年9月10日)より後の同年10月4日付けで、遡って同年6月30日と記録されている上、申立人以外の28名についても同様に遡って喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を 行う合理的な理由は無く、申立人の資格喪失について、有効な記録訂正が あったとは認められず、申立人のA社における資格喪失日を、当該処理に 係る処理が行われた平成8年10月4日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額について、当初、事業主が社会保険事務 所に届け出た36万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間②のうち、平成8年10月4日から同年12月1日までの期間について、申立人の所持する給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、A社は、保管している資料を基に、平成8年7月から同年 11 月までの厚生年金保険料を申立人に返金した旨の回答をしているが、同社が保管している平成9年度の元帳には当該保険料を申立人に返金した旨の記載が見当たらない上、申立人は、保険料の返金は受けていないと供述しており、また、上記資料に名前の記載があり申立人と同じように同社が主張する返金の受領印欄にサインのある同僚2名も保険料の返金は受けていないと証言していることなどから、同社が当該期間の厚生年金保険料を返金した旨の事実までは確認できない。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成8年9月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が法人の事業所であったことが確認できることから、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7986

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年7月1日から同年10月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から13年10月1日まで A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬 月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。平成13年 7月分及び同年9月分の給与明細一覧を所持している。申立期間の標準 報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 13 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細一覧における厚生年金保険料控除額から、同年 7 月及び同年 9 月は 44 万円、給与明細一覧を所持していない同年 8 月の標準報酬月額については、前後の給与明細一覧の厚生年金保険料控除額から、44 万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 11 月 1 日から 13 年 7 月 1 日までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額が遡っ

て減額訂正されている等の不自然な事務処理が行われた形跡は見当たらない上、申立人は、当該期間における給与明細書等の資料を所持しておらず、A社の事業主の連絡先が不明のため、照会できないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、平成13年7月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主の連絡先が不明のため確認できず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細一覧で確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月12日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、26万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 16 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 16 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 16 日から同年 4 月 21 日までの期間について、申立人のB社における資格取得日は同年 4 月 16 日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 21 日から 18 年 7 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を 15 年 4 月から 18 年 4 月までは 26 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月21日から同年4月21日まで

- ② 平成14年10月1日から15年4月16日まで
- ③ 平成15年4月16日から18年7月1日まで

私は、平成6年4月からA社に勤務し、同社の後継企業であるB社に18年10月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない上、申立期間③のうち、15年4月16日から同年4月21日までの間が被保険者期間となっておらず、同年4月以降の標準報酬月額が、私が記憶している26万円程度ではなく、9万8,000円となっていることを知った。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は 平成14年10月1日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社の全 喪日(同年11月21日)より後の15年3月12日付けで、14年10月の 定時決定の記録を取り消した上で行われている上、申立人と同様の処理 をされている者が18名確認できる。

また、滞納処分票によると、当該期間当時、A社が厚生年金保険料を 滞納していた事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る被保険者資格の喪失日を、当該喪失処理が行われた15年3月12日に訂正することが必要である

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の 記録から 26 万円とすることが必要である。

申立期間②のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 16 日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であると認められるところ、申立人は、平成 15 年4月分の給料明細書を所持しており、同年3月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の 記録から26万円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、A社は平成14年11月21日に厚生年金保険の 適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所として の記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業 所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月 の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③のうち、平成 15 年 4 月 16 日から同年 4 月 21 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のB社における被保険者資格取得日は同年 4 月 21 日となっていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人は、B社において、 平成15年4月16日に被保険者となっていることが確認できる上、複数 の同僚が、「A社がB社に移行した当時、担当業務が変更になったこと は無く、待遇面でも変化は無かった。」と供述しており、申立人の供述 内容と符合することから、申立人は、当該期間において、同社に継続し て勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のB社における資格取得日は平成15年4月16日と認められる。

申立期間③のうち、平成 15 年 4 月 21 日から 18 年 7 月 1 日までの期間について、申立人は、15 年 4 月から 18 年 7 月までの給料明細書を所持しており、これによると、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額(9 万 8,000 円)より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、15 年 4 月から 18 年 4 月までは 26 万円、18 年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無いが、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、申立人が所持する平成 14 年 3 月分及び同年 4 月分の給料明細書から、申立人が、当該期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該給料明細書によると、申立人は、当該期間に係る 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認で きる。

また、申立人は、申立期間①当時、雇用保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成7年8月31日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年8月の標準報酬月額については、18万円とすることが 妥当である。

申立期間のうち、平成7年9月1日から同年 11 月1日までの期間について、B社の事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月1日から同年12月1日まで

② 平成7年8月31日から同年9月1日まで

③ 平成7年9月1日から同年11月1日まで

④ 平成7年11月1日から8年3月1日まで

私は、平成6年6月1日から8年2月29日までの期間においてA社及び同社の関連会社であるB社に勤務していたが、当該期間のうち、申立期間①、②及び④の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。また、申立期間③の標準報酬月額が給与額と比較して大幅に低い。

以上、申立期間①から④までの被保険者期間の相違と標準報酬月額の

相違が、日本年金機構の「質問書」で判明したので、調査の上、被保険 者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成6年11月1日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出されたA社発行の平成6年分給与所得の源泉徴収票に、同年6月1日に就職と記載されていることから、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人の当時のオンライン記録にある標準報酬月額から算出すると、1か月分の保険料とおおむね一致しているところ、A社の複数の同僚が、「同社の給与の支払方法は、月末締切りの翌月25日支給だった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、平成6年 11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成6年12月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないものの、厚生年金保険の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同じ平成6年12月1日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同日と記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のA社における 厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成7年9月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年8月31日より後の同年11月1日付けで、当該記録を取り消し、 遡及して同年8月31日に訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人のほか被保険者 49 名についても、申立人と同様に、平成7年 11 月1日付けで、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を当初の同年9月1日から同年8月 31 日に遡及して訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人は当該期間においてB社で雇用保険に加入していることが確認できるところ、A社及びB社に係る商業登記簿謄本では、両社は別法人であるが、オンライン記録における両社の所在地は同一であることが

確認できる上、A社の申立人の元上司が「A社とB社は実質的に同一会社である。」と供述していることから、申立人は、申立期間②について、継続してA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年9月1日の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を遡って取り消す処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該処理前の同年9月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成7年7月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のB社における標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年4月30日より後の同年6月6日付けで、7年9月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認でき、申立人のほか58名の標準報酬月額についても、申立人と同日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、B社の複数の同僚は、「当時、同社は経営不振で給料の遅配があった。」と供述している。

さらに、B社の申立人の元上司が、「申立人は、営業担当の社員であった。」と供述していることから、前述の遡及減額訂正に申立人が関わっていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、20万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、平成6年6月1日から同年 11 月1日までの期間について、申立人から提出された平成6年分給与所得の源泉徴収票に、同年6月1日A社に就職と記載されていることから、申立人は当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記源泉徴収票に記載されている社会保険料等の控除額から、前述のとおり、平成6年11月1日から同年12月1日までの1か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められるものの、同年6月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、申立期間④について、申立人はB社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社における申立人の雇用保険の離職日は平成7年 10

月 31 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日の記録と合致していることが確認できる。

また、当該期間当時、B社に在籍していた申立人の上司及び複数の同僚に照会したが、申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料控除を確認できる証言は得られなかった。

さらに、申立人に係る平成7年11月24日付け平成7年度市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書(納税義務者用)により、「退職により差引税額を普通徴収に変更(7年11月分以降)」と通知されている。

加えて、オンライン記録において、申立人の当該期間に係る資格喪失日が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は認められない。

このほか、申立期間①のうち、平成6年6月1日から同年 11 月1日までの期間及び申立期間④における申立人の保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、平成6年6月1日から同年11月1日までの期間及び申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月12日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 11 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 11 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 11 日から同年 4 月 21 日までの期間について、申立人のB社における資格取得日は同年 4 月 11 日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年2月21日から同年4月21日まで

② 平成14年10月1日から15年4月11日まで

③ 平成15年4月11日から19年9月1日まで

私は、平成 13 年 3 月から A 社に勤務し、同社の後継企業である B 社に 20 年 4 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。また、申立期間③のうち、15 年 4 月 11 日から同年 4 月 21 日までの期間が被保険者期間となっておらず、同年 4 月以降の標準報酬月額が、私が記憶している 24 万円程度ではなく、9 万 8,000 円となっている。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は 平成14年10月1日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚 生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(同年11月21日)より 後の15年3月12日付けで、14年10月の定時決定の記録を取り消した 上で行われており、申立人と同様の処理をされている者も18名確認で きる。

また、滞納処分票によると、当該期間当時、A社が厚生年金保険料を 滞納していた事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る被保険者資格の喪失日を、当該喪失処理が行われた15年3月12日に訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の 記録から、24万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 11 日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人は、当該期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社における厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であると認められるところ、申立人と同様に、当該期間において同社における被保険者記録が確認できない同僚は、平成 15 年4月分の給料明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の 記録から24万円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、A社は平成14年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと

認められることから、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の保険料 を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間③のうち、平成 15 年 4 月 11 日から同年 4 月 21 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のB社における資格取得日は、同年 4 月 21 日となっていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「A社がB社に移行した当時、担当業務が変更になったことは無く、待遇面でも変化は無かった。」と供述しており、申立人の供述内容と符合することから、申立人は当該期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のB社における資格取得日は平成15年4月11日と認められる。

一方、申立期間③のうち、平成 15 年 4 月 21 日から 19 年 9 月 1 日までの期間について、申立人は当該期間の標準報酬月額の相違を申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、B社における申立人の標準報酬月額について、遡及して訂正された形跡は認められない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間に係る賃金台帳等は確認できない上、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる給料明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③のうち、平成15年4月21日から19年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間①について、同僚の供述から、申立人が、当該期間において、 A社に勤務していることは確認できる。

しかしながら、申立人と同様に当該期間が被保険者期間となっていない同僚が所持する平成 14 年 3 月分及び同年 4 月分の給料明細書によると、当該同僚は、当該期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当該期間に係る賃金台帳等は確認することができない上、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給料明細書等の資料

を所持していない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成 14 年 4 月 30 日から同年 6 月 21 日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年 6 月 21 日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月12日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 16 日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 16 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 16 日から同年 4 月 21 日までの期間について、申立人のC社における資格取得日は同年 4 月 16 日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 21 日から 19 年 9 月 1 日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を別添の標準報酬月額(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、平成 15 年 4 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月30日から同年6月21日まで

- ② 平成14年10月1日から15年4月16日まで
- ③ 平成15年4月16日から19年9月1日まで

私は、平成 12 年7月からB社の前身企業に入社し、A社に勤務後、B社に再度勤務し、同社の後継企業であるC社に 20 年4月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の記録によると、申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。また、申立期間③のうち、15 年4月 16 日から同年4月 21 日までの期間が被保険者期間となっていない上、同年4月以降の標準報酬月額が、私が記憶している 20 万円程度ではなく、9万8,000 円となっている。調査の上、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する給料明細書及びA社の複数の 同僚の供述から、申立人が、当該期間において同社に勤務していたこと が認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は 平成14年4月30日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚 生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(以下「全喪日」とい う。)の同年4月30日より後の同年6月28日付けで行われていること が確認できる上、複数の者について申立人と同様の処理がされていると ころ、これらの者の中には、全喪日以降の異なる日付で被保険者資格を 喪失した旨の記録を遡及して訂正されている者も確認できる。

また、管轄年金事務所は、「平成 13、14 年当時の滞納処分票は保管されていないものの、調査決定取消決議書が保管されていることから、厚生年金保険料の滞納があったと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年4月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る被保険者資格の喪失日を同年6月21日に訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の 記録から、20万円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち、平成14年10月1日から15年3月12日までの期間について、申立人が所持する給料明細書及び複数の同僚の供述から、申立人は、当該期間において、B社に勤務していたことが確認できる。 一方、オンライン記録によると、申立人のB社における資格喪失日は 平成14年10月1日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社の全 喪日(同年11月21日)より後の15年3月12日付けで、14年10月の 定時決定の記録を取り消した上で行われている上、申立人と同様の処理 をされている者が18名確認できる。

また、滞納処分票によると、当該期間当時、B社が厚生年金保険料を 滞納していた事実が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成14年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のB社に係る被保険者資格の喪失日を、当該喪失処理が行われた15年3月12日に訂正することが必要である。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の喪失処理前の記録から、20万円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、平成 15 年 3 月 12 日から同年 4 月 16 日までの期間について、申立人が所持する給料明細書及び複数の同僚の供述から、申立人は、B社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記の給料明細書において確認できる保険料控除額から18万円とすることが妥当である。

一方、上記のとおり、B社は、平成14年11月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から同社が法人の事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る平成 15 年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間③のうち、平成 15 年 4 月 16 日から同年 4 月 21 日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のC社における資格取得日は同年 4 月 21 日となっていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「B社がC社に移行した当時、担当業務が変更になったことは無く、待遇面でも変化は無かった。」と供述しており、申立人の供述内容と符合することから、申立人は当該期間においてC社に継続して勤務していたことが認められる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のC社における資格取得

日は平成15年4月16日と認められる。

申立期間③のうち、平成 15 年 4 月 21 日から 19 年 9 月 1 日までの期間について、申立人の所持する給料明細書から、申立人は、当該期間において、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書及び銀行預金通帳の給与振込額の記載において確認又は推認できる保険料控除額又は報酬月額から、別添の標準報酬月額(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答は無いが、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

<認められる標準報酬月額一覧表>

期間	標準報酬月額
平成 15 年 4 月	20 万円
平成 15 年 5 月	19 万円
平成15年6月及び同年7月	20 万円
平成 15 年 8 月	19 万円
平成 15 年 9 月から同年 12 月まで	20 万円
平成 16 年 1 月	18 万円
平成16年2月から同年4月まで	20 万円
平成 16 年 5 月	19 万円
平成 16 年 6 月から同年 12 月まで	20 万円
平成17年1月及び同年2月	19 万円
平成 17 年 3 月	17 万円
平成 17 年 4 月	19 万円
平成 17 年 5 月	18 万円
平成17年6月から同年9月まで	20 万円
平成 17 年 10 月及び同年 11 月	19 万円
平成 17 年 12 月	20 万円
平成 18 年 1 月	19 万円
平成18年2月から同年4月まで	20 万円
平成 18 年 5 月	18 万円
平成18年6月から同年8月まで	20 万円
平成 18 年 9 月	19 万円
平成 18 年 10 月	20 万円
平成 18 年 11 月	19 万円
平成 18 年 12 月	18 万円
平成 19 年 1 月	19 万円
平成19年2月から同年4月まで	20 万円
平成 19 年 5 月	18 万円
平成19年6月から同年8月まで	20 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年9月30日から同年11月29日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月29日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額41万円とすることが必要である。

申立期間のうち、平成2年11月29日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日(同年11月29日)に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成2年 11 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月30日から同年12月1日まで 平成2年12月頃に、同一企業グループのB社に異動するまで、A社 に継続して勤務していたにもかかわらず、同社における被保険者資格喪 失日が同年9月30日となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険 者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年9月30日から同年11月29日までの期間について、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録において、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、平成2年9月30日とされているが、当該喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(以下「全喪日」という。)である同年10月31日より後の同年12月25日付けで行われている

上、同日付けで申立人同様、多数の者が遡って資格喪失しており、これらの者の中には、当初、全喪日後であった資格喪失日を遡って訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年9月30日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険における離職日の翌日である同年11月29日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記喪失処理 前の記録から、41万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成2年11月29日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の記録によると、申立人は、A社を同年11月28日に離職し、同年12月1日にB社で資格を取得しており、当該期間においては、雇用保険の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者記録が申立人と同一である同僚は、「社命により、A社からB社に異動した。」と供述しており、当該供述内容は申立人の主張と一致している上、その所持する給与明細書から、当該同僚がA社に継続して勤務していたことが確認できることから、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の同僚が所持する給与明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記喪失処理 前の平成2年10月の記録から、41万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成2年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本から、同社が当該期間においても法人の事業所であったことが確認できることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る平成2年 11 月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額を2万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月26日から同年10月1日まで 厚生年金保険の被保険者記録によると、A社(現在は、B社)に勤務 していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の報酬月額と 比較して著しく低い額で記録されている。調査の上、申立期間に係る標 準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社C事業所における標準報酬月額は、昭和39年10月から40年2月までは2万2,000円と記録されているが、同社D事業所における資格取得時の同年3月から同年9月までの標準報酬月額は1万2,000円と記録されている。

しかしながら、B社が保管しているA社D事業所に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の昭和40年3月26日の資格取得時の標準報酬月額は、2万2,000円で決定されていることが確認できる。

また、B社は、上記通知書に記載されている内容を根拠として、「申立 人の申立てどおりの届出を行った。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記通知書から2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間 に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月20日から同年11月23日まで A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額よりも 著しく低額の8万円と記録されているので、申立期間の厚生年金保険の 標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成5年11月23日)より後の平成6年3月30日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人のほか13名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を 行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、 有効な記録の訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額 を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 44 万円に訂正することが必 要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年3月7日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成7年9月は16万円、同年10月から8年2月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月30日から8年3月7日まで 私は、平成7年4月から8年3月頃までA社に勤務していたが、オン ライン記録では7年9月30日が厚生年金保険の資格喪失日となってい る。申立期間の給与支給明細書を持っているので、記録を訂正してほし い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び給与支給明細書から、申立人が申立期間に A社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年3月7日付けで、申立人の7年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同社における厚生年金保険の被保険者資格を同年9月30日に遡って喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、A社の申立人以外の従業員 89 名についても、申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日を当該喪失処理日である平成8年3月7日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、平成7年9月は16万円、同年10月から8年2月までは14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が 主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報 酬月額を、30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から7年8月31日まで オンライン記録では、A社に勤務していた期間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違しているので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬 月額は、当初、30万円と記録されていたところ、平成7年8月30日付け で、資格取得時に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に勤務していた申立人以外の多数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出された滞納処分票の記載から、当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

加えて、商業登記簿謄本により、申立人がA社の取締役であったことが確認できるが、就任日は当該訂正処理日より後である上、申立人の同僚は、「申立人は、技術者で、ほとんど工場で勤務していたので、遡及訂正に関与できる立場ではなかった。」と述べていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を 行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、 有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報 酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、30万円に訂正する ことが必要である。

神奈川国民年金 事案 6881

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

私が 20 歳に達した頃、A区に住民登録していなかったが、A区に居住しており、国民年金に関する案内がポストに入っていた。

父親からも、「20 歳から、国民年金保険料を納付するように。」と言われていた。

住居の近くにあった郵便局や社会保険事務所か区の出張所のような場所で、定期的に国民年金保険料を納付していたことを、はっきり憶えている。申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは、職員がネコババしたからである。

「私が納付した申立期間の国民年金保険料の記録を、元の納付済みの状態に戻せ。」と申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年5月頃居住していたA区において、申立期間の国民年金保険料を納付していたとしているが、戸籍の附票によると、申立人の住所履歴欄には同区の住所は記載されていない上、口頭意見陳述において、申立人自身も同区に住民登録していなかったとしていることから、同区において国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金の被保険者及び自身の国民年金被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和51年7月に、申立人が申立期間後に転居した先のB区で行われたものと推認される上、申立人から提出があった年金手帳の複写にも、同区で払い出された手帳記号番号が記入されている。

さらに、申立人が述べる方法により、申立期間の国民年金保険料を納付す

るためには、その前提として、上述の昭和51年7月になされた国民年金の加入手続の際に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が、申立人が当該期間当時居住していたとするA区において払い出されていることが必要であるが、その形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることについて、区又は社会保険事務所(当時)の職員による詐取又は横領に起因するものであるとしているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断するものであり、当該事実があったか否かについて調査する機関ではない。

神奈川国民年金 事案 6882

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から59年6月まで

私は、昭和 52 年 12 月頃に、区役所から国民年金への加入通知書が自宅に送られてきたことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行った。

私は、加入手続後、過去2年分の国民年金保険料については遡って納付 し、その後の保険料については定期的に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持している2冊の年金手帳の住所欄には住民票で確認できる57年2月に転居した後の住所だけが記載されている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、61年8月から同年9月頃と推認でき、同時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる、申立人の別の国 民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続後、過去2年分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、昭和59年7月以降の保険料が過年度納付されていることが、オンライン記録により確認でき、申立人が過去に1回だけ遡って納付したとする保険料は、当該過年度納付の分であると考えられる。

加えて、申立人が提出した、昭和 53 年度から 59 年度までの期間の市民税・県民税納税通知書の社会保険料控除額に係る欄に記載されている金額は、当該期間の国民年金保険料額と乖離している。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、源泉徴収票等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6883

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から56年3月まで

私は、昭和 43 年 10 月に結婚後、親に勧められて私の夫と一緒に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。10 年以上も納付していなかったと知り驚いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 10 月に結婚後、申立人の夫と一緒に国民年金に加入 し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手 帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、 申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、56 年 6 月頃と推認され、申 立内容と相違する上、この時点において、申立期間の大部分は時効により保 険料を納付することができない期間である。

また、申立人の戸籍の附票によると、申立人は結婚してから国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住していることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は 150 か月で、これだけの長期間にわたる事務処理を同一の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6884

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から63年12月まで

20 歳当時である昭和 60 年4月から同年7月頃、母親が、市役所で私の国民年金の加入手続を行ったはずである。国民年金保険料の納付については、当時、母親が、郵便局か金融機関で納付書を使って、毎月か半年ごとか年ごとで納付していたか、又は、私名義の預金口座を使って口座振替により納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年4月から同年7月頃、申立人の母親が、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったはずであると述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録から、申立人の国民年金の加入手続は、平成2年9月から同年11月頃に行われたと推認でき、申立人の主張と相違する上、申立人は、申立期間の始期から現在申立人に付与されている手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間当時、申立期間は、国民年金の未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人名義の預金口座を管理している金融機関によると、同口座の開設日は平成3年1月25日であることが確認できることから、申立期間当時、同口座は存在していない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接 関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してい たとする申立人の母親からは証言を得ることができず、申立期間当時の国民 年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人又は申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることはできなかった上、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6885 (事案 6612 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から57年10月までの期間及び58年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から57年10月まで

② 昭和58年11月

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料を、銀行からの口座振替により納付していた。

私の公的年金の加入履歴では、申立期間①のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び申立期間②については、厚生年金保険に加入していることとされているが、私は、その間、その会社で勤務していなかったため、国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を金融機関の口座からの振替により納付していたとしているが、申立人が当該期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金保険料が金融機関口座からの振替による保険料の納付開始時期は平成元年 10 月とされていることが確認できる。当該時点において、申立期間①及び②の保険料を納付するためには、遡って納付することとなるが、制度上、口座振替の方法により、遡って保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間①当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、当該期間直前の国民年金被保険者資格喪失届は、昭和 58 年2月になされているため、同時点までは、申立人の当該期間に係る国民年金の被保険者資格は失われていなかったものと推認されるものの、申立人が当該期間当時に国民年金保険料を納付していた場合、当該期間の始期に係る国民年金

被保険者資格の喪失届がなされた同年同月以降に、当該期間の保険料が還付されているはずであるが、その形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6886

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年12月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年12月まで

私が、大学卒業した後の昭和 46 年 4 月に、母親が、私の国民年金の加入 手続を行ってくれた。

加入手続後は、金融機関の職員が両親の国民年金保険料の集金に来ていたため、私の保険料については母親が一緒に納付し、その後は、元妻が自身の分と一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が、昭和46年4月に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の番号が付与された被保険者の国民年金の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、53年2月に行われたものと推認される。

また、申立人が述べるとおり、申立期間の国民年金保険料を納付していたとすると、上述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6887

第1 委員会の結論

申立人の昭和20年頃から平成9年1月までの国民年金の記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年頃から平成9年1月まで

私の母親は、私の将来のために、私を妊娠した昭和 20 年頃から 45 年 12 月までの国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたはずである。

私は、昭和46年1月頃にA町に転居し、それまで母親が納付していたものとは別に、同町役場で国民年金の新たな加入手続を行った。その際に、同町役場の職員の指導により、私は、41年9月から45年12月までの国民年金保険料を遡ってまとめて納付することとなった。

私は、昭和46年8月頃にB市へ転居し、C社会保険事務所(当時)で2冊の年金手帳を1冊にする手続を行ったが、その際に、私の母親が納付してくれていた20年頃から45年12月までの国民年金保険料の記録が消えてしまったのだと思う。

申立期間のうち、i) 昭和 20 年頃から 41 年8月までの期間については、私の母親が納付してくれていた国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。ii) 同年9月から 45 年 12 月までの期間については、私と母親が重複して保険料を納付していたので、その保険料を還付又はほかの未納とされている期間に充当してほしい。iii) 46 年1月以降の期間については、保険料の納付等についての記憶が明確ではないが、転職及び転居が多かったため、国民年金の記録に間違いが無いか調査、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が昭和20年頃から申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、同保険料の徴収が開始されたのは、36年4月からであるため、それより前に同保険料を納付することができない

上、20 歳前の期間である 41 年*月までは、制度上、国民年金に加入することができない。

また、オンライン記録によると、申立人が 20 歳に到達した昭和 41 年*月から国民年金保険料が納付されていることが確認できるが、申立人の母親が納付した保険料とは別に、46 年1月頃、A町役場で国民年金の新たな加入手続を行い、41 年9月から 45 年 12 月までの保険料を遡ってまとめて納付したと主張しているものの、申立人に対して、A町で国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人が述べるように、同時期に当該期間の保険料が納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和46年1月以降の期間については、申立人は、 国民年金に係る記録を調査、確認してほしいとしているが、国民年金保険料 の納付等に関する記憶が明確ではなく、国民年金保険料の納付済みとされて いる期間や厚生年金保険の被保険者期間も併せて申し立てているなど、その 主張は曖昧である。

加えて、申立人の申立期間の国民年金の記録を訂正するに資する関連資料 (確定申告書、源泉徴収票等)が無く、ほかに当該期間の国民年金の記録を 訂正すべきことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金の記録を訂正する必要は認められない。

神奈川国民年金 事案 6888

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から平成 8 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から平成2年7月まで

② 平成2年8月から8年2月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和61年1月頃に夫が市役所の支所で行った。国民年金保険料については、夫の銀行口座から口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、私は、平成2年8月から国民年金第3号被保険者となったが種別変更手続を行った記憶は無く、夫の銀行口座から口座振替により納付し続けていたので、申立期間②について、納付していた国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の夫が昭和 61 年 1 月頃に、市役所の支所で行い、口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の国民年金第 3 号被保険者の該当届の処理日から、平成 2 年 10 月頃と推認される上、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時点まで、同一市内に居住し続けている申立人に、別の手帳記号番号が払い出されたとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間①の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される時期には、申立人は国民年金第3号被保険者に該当しており、申立人の所持する年金手帳には、平成2年8月に第3号被保険者となったことが記載されている上、オンライン記録及び市の国民年金被保険者名簿においても、同年同月に第3号

被保険者に該当する処理が行われていることが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金保険料が口座振替により納付され始めた時期は、 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、平成 11 年 10 月からで あることが確認できる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月15日から38年6月1日まで

② 昭和38年6月1日から41年10月1日まで

私は、申立期間①については、A議員のB職として勤務していた。私の前任者であるC氏が、企業に就職することとなり、後任として私がD職に就任したが、D職の名義を前任者の名義のまま就任したので、厚生年金保険の記録の名義も前任者のままとなってしまい、私の名義の記録は無い。申立期間②については、E社(現在は、F社)で、G職の仕事をしていた。厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間になっていないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C氏及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA議員のD職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B職の給与及び社会保険関係事務を担当するH事業所は、B職について「B職は、Iにより採用及び解職が行われ、国から給与等が支給されるJであり、Iから提出された採用届及び関係書類に基づき、その身分を取得する。また、当事業所において、厚生年金保険の被保険者資格を取得するのは、D職のうち、B職だけである。」と説明しており、「当方では、B職に係る資料を全て保管しているが、当該期間において、A議員のB職として採用された者は、申立人ではなくC氏である。」と回答していることから、申立人の当該期間における身分がB職であったとまでは言えない。

また、C氏が企業に就職したとする日以降も同氏のH事業所における被

保険者記録が継続していることが確認できるが、複数の同僚が、「当時、勤務している実態の無いIの親族が、B職として登録されているケースはあった。」と供述していること、申立人がD職を辞したとする日以降も当該被保険者記録が継続していること、及び上記のH事業所の説明を踏まえると、当該被保険者記録のうち、申立期間①に係る分が申立人の被保険者記録であるとは認められない。

さらに、A議員は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、上記のとおり、H事業所は、「申立人については、B職として採用された記録が無い。」と回答していることから、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、同僚から提出されたE社の社員名簿及び複数の同僚の供述から、退職日は特定できないものの、申立人が昭和 38 年 6 月 1 日に入社し、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上述の社員名簿において、申立人と同様に、K部の社員として記載されている 30 名のうち、E社の厚生年金保険の被保険者となっている者は7名である上、当該7名のうち、申立人と同じ職種であった者は1名のみである。

また、申立人と同じ職種であった複数の同僚が、「年金加入は希望者のみであった。」、「給与が歩合給のため、年金については、人によって取扱いに違いがあったと思う。」と供述している。

さらに、E社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該期間において、 申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

加えて、F社は、「当時の資料は保管していない。」と回答していることから、申立人に係る給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。 神奈川厚生年金 事案 7997 (事案 643 の再々々申立て、事案 4732 の再々申立 て、事案 7182 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年10月1日から40年6月22日まで

② 昭和54年4月25日から55年3月1日まで

申立期間①については、私は、昭和39年2月から42年3月までの期間において、継続してA社に勤務しており、途中で辞めたことは無いことから、当該期間の被保険者記録が欠落しているのはおかしい。

申立期間②について、B社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

前回の申立ては認められなかったが、新たに当時の同僚の名前を思い出したので申し立てる。また、昔のことなので、これ以上の資料や情報を出せと言われても無理である。

申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできず、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、また、申立期間②に係る申立てについては、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは確認できるものの、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、そのほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 9 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間①に係る再申立てに当たり、申立人は新たな情報として当時の複数の同僚の名前を挙げているが、当該複数の同僚に照会したもの

の、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、また、申立期間②に係る再申立てに当たり、申立人は新たな情報として当時の複数の同僚の名前を挙げているが、いずれも特定することができず、申立人の当該期間における保険料控除について確認できる具体的な供述等を得ることはできなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに申立期間①及び②に係る委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立期間①に係る前回の申立てに当たり、申立人は新たな情報として当時の複数の同僚の名前を挙げているが、当該複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述を得ることはできず、また、申立期間②に係る前回の申立てに当たり、申立人から新たな資料、情報等の提出は無く、申立人は、「雇用保険の記録が確認できたということは、雇用保険料を控除されていたということである。雇用保険料を控除されていたのであれば、厚生年金保険料も控除されていたはずである。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに申立期間①及び②に係る委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年11月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立期間①について、申立人は新たな情報として当時の複数の同僚の名前を挙げているが、当該複数の同僚に照会したものの、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる具体的な供述等を得ることはできなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立期間②について、申立人は当時の複数の同僚の名前を挙げているが、いずれも前回までの申立てにおいて挙げていた同僚であり、いずれも特定することができず、申立人の当該期間における保険料控除について確認できる具体的な供述等を得ることはできなかったことから、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立期間①及び②について、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録訂正を 認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年8月31日まで 私は、A社が倒産した平成3年8月まで勤務していたにもかかわらず、 厚生年金保険の被保険者の資格喪失日が2年9月1日になっているので、 申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における資格喪失日は平成2年9月1日とされているが、当該資格喪失に係る処理は、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成3年8月31日)より後の同年10月14日付けで行われていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時は取締役であったことが確認できる上、申立人の「会社の経理は自身が行っており、代表者印や手形の管理は自身で行っていた。」との供述及び複数の元社員の供述から、同社の登記簿上の代表取締役は申立期間当時の申立人の妻ではあるが、申立期間当時の実質的な事業主は申立人であったと考えられる。

また、申立人は、「A社の倒産(地方裁判所の破産宣告は平成3年12月26日)後の会社の清算手続を長男に任せて家を出た。」と供述しており、当該処理に関して、社会保険事務所(当時)が、実質的な事業主であった申立人の関与を全く受けずに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている実質的な事業主として自らの厚生年金保険の資格喪失に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における資格喪失に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 30 年2月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月10日までの期間及び36年1月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和32年8月1日から36年1月1日までの期間及び37年10月1日から38年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名: 男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月1日から同年7月1日まで

- ② 昭和30年8月1日から同年10月10日まで
- ③ 昭和32年8月1日から36年1月1日まで
- ④ 昭和36年1月1日から同年6月1日まで
- ⑤ 昭和37年10月1日から38年10月1日まで

私は、申立期間①について、A社を退職後すぐにB社に勤務したが、 厚生年金保険の記録では、当該期間の記録が無い。

申立期間②については、B社の事業主の指示でC社に異動したが、当時は住み込みで勤務していたので欠落期間があることは考えられない。

申立期間③については、D社に勤務した当初から、給与は2万 4,000 円であったが、記録されている標準報酬月額が支給されていた給与に見 合う額となっていない。

申立期間④については、D社には昭和 36 年 5 月末まで勤務したが当該期間の記録が無い。

申立期間⑤については、E社に入社した当初は2万6,000円であった標準報酬月額が、37年10月から2万4,000円に減額されているが、当時、給与の減額は無く納得できない。

調査の上、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社を退職後すぐにB社に勤務したと主張しているが、同社に当該期間に勤務し、連絡先が分かった同僚に照会したところ、回答のあった複数の同僚は申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、上記の同僚のうち、申立人とほぼ同時期にB社で厚生年金保険被保険者の資格を取得している複数の同僚は、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が相違している上、「従業員の雇用形態や職種により、異なる取扱いをしていた。」と回答していることから、同社は、従業員の入社後すぐに、厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、昭和39年3月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会することができないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社からC社に異動し、当時は住み込みで勤務していたと主張しているところ、同社に当該期間に勤務し、連絡先の分かった同僚のうち1名は、申立人と同様の供述をしていることから、申立人が当該期間に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社は、昭和30年10月10日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所になっていないことが確認できる。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所になる前から勤務していたとする複数の同僚から、当該期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、C社は、昭和38年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会することができないことから、申立人の当該期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、申立人は、D社に昭和 36 年 5 月末まで勤務したと主張しているが、同社に当該期間に勤務し、連絡先が分かった同僚に照会したところ、回答のあった同僚のうち 1 名は、申立人のことを記憶しているものの、申立人の退職日を記憶していない。

また、D社は、昭和 39 年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会することができないことから、当該期間にお

ける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。 このほか、申立人の申立期間①、②及び④における厚生年金保険の控除 について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、申立人は、D社における当該期間の給与は2万4,000円であったと主張しているが、同社は昭和39年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に照会することができないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な記載は無く、オンライン記録とも一致している。

申立期間⑤については、申立人は、E社に入社した当初2万6,000円であった標準報酬月額が、昭和37年10月から2万4,000円に減額されているが、当時給与の減額は無かったと主張しているところ、同社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は保管しておらず、申立人の申立てどおりの保険料控除及び届出の内容については不明と回答しており、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な記載は無く、オンライン記録とも一致している。

さらに、E社に当該期間に勤務していた同僚への照会で回答のあった複数の同僚は、「標準報酬月額は、当時の給与に見合う額である。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間③及び⑤に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細書等を所持していない上、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立期間③及び⑤について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはで きない。 神奈川厚生年金 事案8000 (事案7077の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月1日から同年8月1日まで 申立期間について、標準報酬月額が申立期間の前の月に比べて著しく 低下しているのは納得できないとして、第三者委員会に申立てを行った が、「私が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ り給与から控除されていたと認めることはできない。」との回答だった。 私が、A社と交渉したところ、申立期間の標準報酬月額は異常である から34万円として認めると回答があったので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録を管理するB社から提出された申立期間及びその前後の期間の賃金データから、申立期間及びその前後の期間において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年10月19日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、A社と交渉して標準報酬月額を34万円とする合意をしたとしているところ、B社から新たに提出された賃金データでは、申立期間の厚生年金保険料控除額は当初の標準報酬月額28万円に見合う金額から34万円に見合う金額に変更されていることが確認できる。

しかしながら、当初提出された賃金データに基づく標準報酬月額とオンライン記録とは一致していたところ、B社は、前回提出の賃金データと、今回、新たに提出した賃金データとが異なる理由は不明であり、それぞれの賃金データの原記録は保管していないと回答している。

また、申立期間当時、申立人と学齢が同じ従業員8名の標準報酬月額は、申立人同様、58歳の誕生日の3か月後又は4か月後に引き下げられており、そのうち1名は41万円から26万円に引き下げられている。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和45年5月1日から46年10月1日まで 私は、昭和42年に転居した後、A社に勤務し、申立期間を通じてB職をしていた。44年11月から同社が厚生年金保険の適用事業所となったことにより、被保険者となったが、私は、既に国民年金に任意加入していたため、重複して保険料を納付していた。国民年金保険料が還付された、同年11月から46年9月までの期間のうち、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年に転居した後から、申立期間を通じてA社に勤務していたと述べているが、同社の事業主の妻は、「申立人が勤務していたことは確かだが、当時の事業主である夫は既に亡くなっており、当時の資料等も残っていないことから、正確な勤務期間は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる、申立人が名前を記憶している同僚は既に死亡している上、当該被保険者名簿において申立期間当時に同社の被保険者であることの確認できる者に照会し、回答のあった3名は、「申立人を覚えていない。」としており、申立人が申立期間において、継続して同社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申

立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の特殊台帳によると、申立人は、昭和 42 年 3 月から 46 年 9 月まで国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していたところ、その後、申立期間を含む 44 年 11 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料が還付されていることが確認できるが、申立期間当時において、国民年金の任意加入被保険者期間と厚生年金保険等の被用者年金被保険者期間とが事後的に重複することが判明した場合、重複する期間の国民年金保険料は還付されるとともに、当該期間に継続する任意加入被保険者としての期間の保険料についても、改めての国民年金の被保険者資格取得(任意加入)に係る申出がない限り同様に還付される取扱いであったところ、申立人の場合、当該申出が行われなかったことにより、申立期間を含む 44 年 11 月から 46 年 9 月までの国民年金保険料は還付されたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から32年3月まで

② 昭和32年7月から36年3月まで

私は、A大学を昭和28年3月に卒業後、同年4月から32年3月まで B大学のC教授のD研究室でE職として勤務した。

また、C教授がB大学を退職後、昭和 32 年に開業したF事務所(その後、G事務所)で同年7月から 36 年3月まで勤務したが、いずれの勤務期間も厚生年金保険の記録となっていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C教授の長男は、「申立人は、昭和 28 年から 32 年3月まで、B大学のD研究室で父のE職をしていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間①当時、D研究室に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C教授又はD研究室は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき、また、B大学が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 30 年 3 月 1 日であることから、申立期間①のうち、同日より前の期間においては、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、B大学に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立 人の氏名は無い。

さらに、申立人が記憶するD研究室の研究生2名及び申立人と同時期に B大学のほかの研究室で勤務していたE職3名についても、当該被保険者 名簿に氏名は無い。 加えて、C教授の長男は、「研究室のE職は、教授に雇用される私設E職であった。資料も無く確認はできないが、当時の厚生年金保険の適用基準から、研究室のE職を雇用する父やほかの教授たちは、雇用主として厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

申立期間②について、C教授の長男及びG事務所の代表者は、「申立人は、事務所が開業した昭和 32 年から約3年間、E職兼H職をしていた。」と供述していることから、申立人は、申立期間②当時、同事務所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、F事務所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認でき、また、F事務所がG事務所として、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和55年4月23日であることから、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。また、C教授の長男及びG事務所の現在の代表者は、「当時、F事務所は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月頃から22年夏頃まで

私は、昭和 21 年 9 月頃にA社(現在は、B社)に入社し、22 年夏頃まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では当該期間が被保険者期間となっていない。納得できないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 21 年 9 月頃にA社に入社し、22 年夏頃まで勤務していたとしており、当時の代表取締役及び専務取締役を記憶していることなどから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間当時の代表取締役及び専務取締役は既に亡くなっている上、B社は、申立期間に係る届出及び保険料控除について、「昭和 36年以前の資料は残っていないため、不明。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時に勤務した同僚を記憶していないことから、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和21年10月1日に資格取得した元社員のうち、所在が判明した3名に照会したものの、いずれの元社員からも申立人に係る証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前の記載が無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺

帳(旧台帳)においても、申立人の申立期間に係る記録は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 25 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月14日から7年8月21日まで 私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保 険者記録が無い。会社に確認したところ、年金に加入していたことを認 めており、退職する際に年金手帳を会社に返した記憶もある。調査をし て申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主が保管する雇用保険被保険者の資格取得等確認通知書、資格喪失確認通知書及び申立人が所持する同社の在籍証明書並びに雇用保険の記録から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、申立人の厚生年金保険の加入については、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書が無いことから、厚生年金保険被保険者資格取得の届出は行っていない。」と回答している。

また、事業主から提出のあった、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の名前は無い上、当該通知書に付番されている整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は、申立人の健康保険加入については、確認できたと回答しているところ、申立人が所持する平成6年分及び7年分の給与所得者の源泉徴収票の社会保険料控除額は、B健康保険組合から提出のあった健康保険被保険者報酬月額算定基礎届の標準報酬月額から算出した健康保険料額と、源泉徴収票の支払金額から算出した雇用保険料額の合計とおおむね

一致し、厚生年金保険料は、控除されていないことがうかがえる。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月9日から36年3月6日まで 父は13歳から55歳までA職として継続して働いていたと聞いている ので、厚生年金保険の記録に欠落期間は無いはずである。

以前、年金事務所に照会したところ、B社とC社の被保険者期間が見付かった。

厚生年金保険の記録では、D社での資格取得日は昭和 36 年 3 月 6 日 となっているが、前の事業所を辞めてから 2 年半もの間、被保険者期間 となっていないのはおかしい。

申立期間に撮影されたと思われるD社での社員旅行等の写真が見付かったので提出する。調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立人が申立期間において、D社でA職をしていたと主張しており、「申立期間当時、D社の同僚と旅行に行ったときのものである。」として複数の写真を提出している。

しかしながら、D社の複数の同僚に、当該写真を添付して文書照会を行ったところ、ほとんどの者が、「写真に写っている全員を知らない。D社の社員ではないと思う。」と供述をしており、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことを確認することができない。

また、D社は既に解散しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類を確認することはできない上、申立人も、保険料控除を示す給与明細書

等の資料を所持していない。

さらに、当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除等に関する証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。